

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第 15 号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（平成 8 年新潟市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「別記様式第 4 号によるごみ集積場設置届出書」を「別に定める届出書」に改め、同条第 2 項中「ごみ集積場を」の次に「変更又は」を加え、「別記様式第 5 号によるごみ集積場廃止届出書」を「別に定める届出書」に改める。

第 7 条の 3 中「別記様式第 5 号の 2」を「別記様式第 5 号」に改める。

別記様式第 1 号から別記様式第 3 号までを次のように改める。

別記様式第 1 号から別記様式第 4 号まで 削除

別記様式第 4 号及び別記様式第 5 号を削り、別記様式第 5 号の 2 を別記様式第 5 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。